

# 家バソクノク

## 登録者編一

売りたい・貸したい

### 空き家バソクを通した契約まで

#### ①「空き家バソク情報登録」をする

提出物：情報登録カード・空き家などの登記簿  
所有者が異なる場合は、情報登録同意書も追加

#### ②市の登録審査後、「申請結果通知書」の通知

#### ③「登録物件」の詳細確認・内見の対応

不動産事業者の記載あり→不動産事業者から連絡  
不動産事業者の記載なし→市役所から連絡

④「不動産事業者」を通して契約／「利用者」と個人間契約  
※登録不動産事業者については、一覧をご確認ください。

#### 空き家バソク登録期間

空き家バソクへの掲載期間は「2年間」です。  
登録期間が終了した空き家等は再度申請を行うことができます。

#### 空き家バソク登録者として認められないもの

暴力団関係者に該当する場合

### 空き家の契約までのフローチャート

